

報道機関へ提供資料

発表日 令和5年8月 25 日(金)

沼津市

案件名 無人航空機(ドローン)による撮影に伴う航空法上の手続き不備について

担当 政策推進部広報課
直通 055-934-4703

1 内容

広報業務において無人航空機(ドローン)を飛行させる際、航空法による許可・承認は受けていましたが、同法により義務付けられている飛行前の飛行計画の通報を失念していた事案がありました。

2 経緯

令和5年7月 29 日に行われた狩野川花火大会をドローンにより撮影し、Web 上にアップロードしたところ、市民から飛行計画が通報されていないことを指摘され、手続きに不備があることが判明しました。

本件を含め過去の飛行履歴を確認したところ、18 件の手続きに不備がありました。

3 対応

- ・ 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に事実を報告した。
- ・ 手続きに不備のあった映像については、Web 上から削除した。

4 再発防止

- ・ 飛行事前における飛行計画通報の実施確認を組織内決裁化し複数人による確認を実施(所属長による確認ができないものは飛行させない)。
- ・ 飛行マニュアルの徹底と組織内での定期確認
- ・ 飛行チェックリスト(事前・飛行直前・事後)の徹底